

令和 7 年度 配当控除の適用に係る配当所得明細書

氏名 _____

この明細書は、令和 7 年度市・府民税申告をする配当所得（申告分離課税を選択したものを除きます。以下同じです。）について、下の欄に配当控除の適用に必要な事項を書き入れてください。

配当所得の金額（総合課税分）			①	円
①のうち配当控除の対象となるもの	剰余金の配当等に係る配当所得の金額		②	
	特定証券投資信託（注 1）の収益の分配に係る	外貨建等証券投資信託以外に係る金額	③	
	配当所得の金額	外貨建等証券投資信託（注 2）に係る金額	④	

（記載事項）

①配当所得の金額

配当所得の金額を書いてください。申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得については、配当控除は適用できません。

②剰余金の配当等に係る配当所得の金額

剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配等及び特定株式投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額の合計額を書いてください。

③外貨建証券投資信託以外に係る金額

外貨建等証券投資信託以外の特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額の合計額を書いてください。

外貨建等証券投資信託以外の特定証券投資信託とは、外貨建資産割合及び非株式割合のいずれもが50%以下のものです。

④外貨建等証券投資信託に係る金額

特定証券投資信託のうち、外貨建等証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額の合計額を書いてください。

外貨建証券投資信託とは、特定証券投資信託のうち、外貨建資産割合が50%超75%以下で非株式割合が75%以下のもの、もしくは、外貨建資産割合が75%以下で非株式割合が50%超75%以下のものです。

（注 1）**特定証券投資信託**とは、公社債投資信託以外の証券投資信託（特定株式投資信託を除きます。）のうち、特定外貨建等証券投資信託（注 3）以外のものをいいます。

（注 2）**外貨建等証券投資信託**とは、証券投資信託のうち、投資信託約款においてその証券投資信託の信託財産の全部又は一部を外国通貨で表示される株式、債券、その他の資産（以下「外貨建資産」といいます。）又は株式（投資信託又は投資法人に関法律に規定する投資口を除きます。以下同じです。）以外の資産に運用する証券投資信託で、その外貨建資産の額がその信託財産の総額のうちに占める割合（以下「外貨建資産割合」といいます。）及びその株式以外の資産の額がその信託財産の総額のうちに占める割合（以下「非株式割合」といいます。）のいずれもが50%以下に定められているもの以外のものをいいます。

（注 3）**特定外貨建等証券投資信託**とは、外貨建等証券投資信託のうち、外貨建資産割合及び非株式割合のいずれもが75%以下に定められているもの以外のものをいい、この収益の分配に係る配当所得については配当控除を受けることはできません。
なお、外貨建資産割合又は非株式割合が「制限なし」「約款規定なし」等の場合は、特定外貨建等証券投資信託に該当します。